

平成28年度

ツキノワグマ管理事業実績報告書(県分)

平成29年8月

宮城県環境生活部自然保護課

平成28年度ツキノワグマ管理事業実績(県分)

宮城県

| H28計画 | H28実績 | 評 価 |
|---|---|--|
| <p>1. 被害防除対策</p> <p>(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施</p> <p>(2) 植栽木であるスギの皮剥ぎ被害対策等の情報提供を行う。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供</p> <p>(4) 農林業者に対し防護柵等設置の指導を行う。</p> | <p>(1) 交付金活用や被害防止計画等への支援、指導を実施した。鳥獣被害防止総合対策交付金により、7事業実施主体における有害捕獲活動及び電気柵の設置等を支援した。</p> <p>(2) 県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、被害防止技術の情報提供を行った。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページで情報提供した。</p> <p>(4) 農業被害などの有害捕獲の前に、まず防護策を講じるよう指導した。</p> | <p>【農産園芸環境課】 引き続き、被害防止体制整備への支援、交付金による補助等による対策の推進を図る。</p> <p>【林業振興課】 生産者のニーズに応じて、被害防除技術情報を適切に提供</p> <p>【自然保護課】 一般からの問い合わせも多く、引き続き情報提供していく。</p> <p>【自然保護課】 捕獲はやむを得ない場合の手段であり、継続実施していく。</p> |
| <p>2. 個体数管理</p> <p>(1) 有害捕獲頭数の把握及び関係機関への情報提供</p> <p>有害鳥獣捕獲頭数により狩猟の自粛要請を検討する。</p> <p>(2) 平成25年度より実施している行動圏調査を継続する。</p> | <p>(1) 有害捕獲頭数の把握及び関係機関への情報提供を実施した。 有害捕獲頭数:132頭 (うち放獣頭数:2頭)</p> <p>有害鳥獣捕獲頭数が捕獲上限数(4年間で200頭)に達した(4年間で265頭、うち放獣数5頭)ため、ツキノワグマ部会で検討した結果、自粛要請不要とした。</p> <p>(2) 行動圏を調査する個体が捕獲できなかったため、これまでの調査の取りまとめ及び県外の事例収集を実施した。</p> | <p>【自然保護課】 今後も継続する。</p> <p>【自然保護課】 県内の生息実態を把握する調査を実施する。</p> |
| <p>3. 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進 水稲の被害削減のため水田周辺の除草作業や山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する。</p> <p>(2) ツキノワグマ本来の生息区域である奥山の針葉樹人工林について、補助事業による間伐等の推進により針広混交林化を促すなど、多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援する。</p> | <p>(1) 緩衝帯設置の推進 研修会により、取組を推進した。</p> <p>(2) 国庫補助事業を活用した間伐等を実施し、針葉樹林への広葉樹の導入や里山林の適正な管理を促進した。</p> | <p>【農産園芸環境課】 引き続き、地域における取組を推進する。</p> <p>【森林整備課】 今後も、クマの生息環境整備にも資する適正な森林整備を進めるため、関係事業の活用について森林所有者へ働きかける。</p> |

| H28計画 | H28実績 | 評 価 |
|--|---|---|
| <p>(3) 樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査し、生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握する。</p> | <p>(3) 東北森林管理局による宮城県のブナの結実予測は皆無であった(豊作・並作・凶作・皆無の4段階)。 県独自のブナの豊凶調査を実施し、結実結果は凶作であった(豊作・並作・凶作の3段階)。</p> | <p>【自然保護課】 引き続き調査を行っていく。</p> |
| <p>4. その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 16市町村)</p> <p>(2) 鳥獣被害アドバイザー職員を養成し、地域での対策検討・実施支援を行う。</p> <p>(3) 生態及び被害防止対策に関する資料を作成し、ホームページ等を通じて普及啓発を図る。</p> <p>(4) 圏域単位での広域連携会議及び被害獣種別の連携会議において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会の開催、広域連携での対策を実施し、被害を防止する。</p> <p>(5) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。</p> <p>イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会 保護管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 管理計画の作成、実行方法等についての検討、関係者の合意形成</p> <p>ハ クマ剥ぎ防止対策の実証試験を行う。被害発生林分において被害拡大傾向を調査する。</p> | <p>(1) ツキノワグマを対象鳥獣とする7市町について、計画の変更を支援した。</p> <p>(2) 普及指導員2名を国の研修に派遣した。</p> <p>(3) 県ホームページに被害状況等関係資料を掲載し、普及啓発を図った。</p> <p>(4) 各地方振興事務所で連携会議及び研修会等を開催した。</p> <p>(5) 部会、検討評価委員会をそれぞれ2回開催し、県及び該当市町の事業実施計画等について検証を行うとともに、第二種特定鳥獣管理計画の策定を行った。</p> <p>継続して被害防止資材の破損状況と被害発生状況を把握した。また、調査結果と取りまとめたパンフレットを作成した。</p> | <p>【農産園芸環境課】 引き続き、計画の作成及び変更を支援する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、普及啓発を図る。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、連携会議等により広域的な被害対策を推進する。</p> <p>【自然保護課】 特定計画の実施状況を検討・評価するため、今後も継続していく。</p> <p>【林業技術総合センター】 調査を継続し、被害防止対策の普及に努める。</p> |